

# 一般社団法人 日本美術家連盟

## 平成31年3月期 情報公開

1 平成30年度事業報告

資料① … P2

2 平成30年度収支決算

資料② … P10

# 資料①平成 30 年度事業報告

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

## 調査研究に係る事業

### 1.研究事業及び提言事業

#### (1)意見の提言

- ①文化芸術に関わる芸術関係団体で構成される「文化芸術推進フォーラム」に参加し、超党派の文化芸術振興議員連盟と連携して、引き続き「文化芸術省」の早期創設を政府に求める運動に参加した。また、文化芸術推進フォーラム2019提言に、日本美術家連盟の下記要望事項が提言に盛り込まれた。
  - 美術振興のために「1%フォー・アーツ」制度の調査研究と導入に向けた検討に着手すべきこと。
  - 若手美術家の人材育成のためには、現在実施されている「新進芸術家海外研修制度」にとどまらず、「国内研修制度」の確立が必要であること。
  - 近現代美術の保存・修復を専門とする人材の育成を図るとともに、必要とされる情報の提供の仕組みを整備すべきであること。
- 
- ②世界の著作権管理団体で組織される著作権協会国際連合(CISAC)の事務局長とアジア・太平洋地域代表が、主にヨーロッパで確立されている「追及権」の国際キャンペーンのために来日し、記者会見を開催したので、美術家連盟から入江観、中島千波、吉野毅の3氏が出席した。3氏は、美術作品がオークション等で転売される度に、その転売価格の一定割合を美術家が報酬として受け取れる「追及権」を日本に導入する必要性を実作者の立場から訴えた。

#### (2)著作者団体・関係組織との活動

- ①文化庁文化審議会著作権分科会の臨時委員として、また、国立国会図書館「資料デジタル化と利用に関する関係者協議会」の協議員として北郷悟氏が参加した。
- ②美術・写真・文芸等の権利者団体で構成される「オーファンワークス実証事業実行委員会」に参加し、著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化のための「オーファンワークス実証事業」に協力し、利用者に代わって、権利者搜索等の作業を行った。
- ③著作権法の改正により、美術の著作物等の展示に伴う複製等に関する著作権法第47条に新たに権利制限規定が設けられ、美術館等は今後、インターネット上で展示作品のサムネイル画像を公開できるようになった。美術・写真の権利者団体は、そのことにより、著作権者の利益が不当に害されることのないよう、同条の運用上の取り扱いについて美術館等の利用者側と協議を重ね、ガイドラインを策定した。
- ④学校等の授業の過程における著作物の利用円滑化を図るため、著作権法の一部が改正され、一定の補償金を支払えば、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できるとする補償金制度が導入された。そこで、著作者、実演家等の団体と共に、補償金を一元的に管理する機関として授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)を設立し、運営に参加した。また、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムに出席し、教育関係者と意見交換を行った。(なお、SARTRASは本年2月、文化庁長官より、補償

金の徴収・分配を行える唯一の団体として指定を受けた。)

- ⑤下記の著作権関係団体の活動に参加し、当面する著作権問題について情報収集と意見交換を行った。  
日本美術著作権機構(APG-Japan)、日本美術著作権連合、日本複製権センター、日本著作者団体協議会、著作権情報センター

### (3)美術著作権の研究

- ①著作権所在情報の効率的な提供の研究を行い、データベースを整備した。
- ②追及権に関わる情報収集と研究を行った。日本美術著作権機構(APG)内の「追及権検討委員会」を通じて今後の活動方針を検討した。
- ③日本複製権センターへの委任内容の変更に伴い、「企業及び学校機関内の複製等に関する管理委任契約約款」を策定し、会員より委任を募った。

### (4)美術教育の研究

「未来の担い手たちを元気に!」とのテーマで日本藝術院の出前授業をニュースで紹介した。(執筆 絹谷幸二氏 ニュース466・467号)

### (5)障害者の芸術活動の支援

日本チャリティ協会のパラアート育成事業をテーマに、同協会による障害者アートの普及事業活動を連盟ニュースで紹介した。(執筆 高木金次氏)

### (6) 1%フォー・アーツ周知

1%制度周知のため、西川恵氏による記事「1%フォー・アートの現状とあり方」をニュースに掲載した。(ニュース469号)

### (7)技法材料研究

- ①ニュースで、宮廻正明氏にクローン文化財事業を紹介いただいた。(ニュース468号)
- ②三浦明範氏が画材メーカー5社に対し、消滅の危機にある画材、新しく生まれつつある画材についてアンケートを行い、その結果をまとめニュースで報告した。(ニュース469号)
- ③小谷野匡子氏の藤田嗣治の下地に関する研究報告をニュースに掲載した。(ニュース469号)

### (8) インタビュー・対談

- ①「座談会 今! - 団体展の昨日・今日・明日」を3回開催し、団体展の現状と未来への展望について、協議の様様をニュースに掲載した。(466・468・469号)

〈参加者〉 第1回 山下裕二・真室佳武・奥谷博・中山忠彦・中島千波・佐々木豊  
第2回 山村仁志・福井路可・小林敬生・小林裕児・吉武研司  
第3回 畠中光亨・宮いつき・日原公大・原透・富田律之・吉武研司

- ②「未来の担い手たちを元気に!- 日本藝術院の〈出前授業〉」とのテーマで、黒井千次、宮田亮平、福王寺一彦、絹谷幸二、4氏による座談会を開催し、ニュース469号に掲載した。

## 2.美術関連資料の収集と提供

図書、雑誌等を収集し、雑誌60冊、図書14冊、図録等60冊を収集した(寄贈含む)。

# 情報発信に係る事業

## 1.インターネットによる情報提供

連盟ウェブサイトの運営により、沿革、組織構成、入会方法、貸室・貸画廊案内、著作権管理、各種団体展、会員個展等の情報を提供した。

## 2.機関紙の刊行・頒布事業

「連盟ニュース」を年4回刊行し(466号～469号)、会員、美術館、美術団体、関係組織、報道機関等に頒布した。469号には、付録として「連盟ニュース第1号」の影印版を付けた。

## 3.ハンドブック「美術家の健康と安全」

2017年に刊行した同ハンドブックPDF版の連盟ウェブサイトでの公開を継続した。また、同ハンドブックの今後の展開について、次年度以降の改訂増刷と将来的な英語翻訳の方向性を確認した。

## 4.連盟の案内パンフレット

連盟の案内パンフレットを新規に発行した。全会員に頒布し、今後の新会員の勧誘等に役立てることとした。

# 普及・啓蒙に係る事業

## 1.国際交流事業

### (1)国際美術連盟(IAA)加盟団体としての協力事業

世界アートデー(World Art Day)の企画として、下記イベントを実施した。

◇近畿地区(兵庫)においてIAA日本委員会委員長の入江観氏が、「ワールドアートデーと芸術の力」と題してIAAの誕生とその歴史について講演を行った。また、神戸市の王子動物園において、子ども写生会を実施した。(2018年4月 講演会参加者120名 写生会参加者50名)

◇北海道地区(札幌)において、「版画ワールドを語る」と題して、常任理事中林忠良氏が版画の果たした役割について講演を行った。また、同氏は、ハンドブック「美術家の健康と安全」が刊行に至った経緯を紹介した。(2018年7月)

## (2)海外展示支援事業

作品発表の場を積極的に海外に求める連盟会員をバックアップするため、海外展示支援の在り方について協議し、具体的な募集要項を定めるとともに、第1回目の募集を実施した。審査の結果、会員3名に対する同支援金の交付を決定した。

## (3)文化庁の新進芸術家研究員制度への協力事業

文化庁の依頼により、新進芸術家海外研修員の応募者を募り、申請を受け付けた。

## (4)美術家の国際展、国際コンペ等への参加斡旋事業

下記国際展の応募要領を会員に知らせた。

連盟ウェブサイトにて

1.Sculpture by the Sea bondi 2019 オーストラリア 2019年10月24日～11月10日

2.第9回 LESSEDRA 国際ペインティング& ミクストメディアコンペティション ブルガリア  
2018年12月12日～2019年2月28日

## 2.セミナー・講習会等事業

### (1)技法材料研究講座の開催

- ㊦「絵画構成研究実習 偶発形態による構成」7/9 美術家連盟画廊 参加者19名 講師：太田國廣、中西実保
- ㊧出前講座・北海道地区WAD「中林忠良 版画ワールドを語る」7/27札幌エルプラザ4F大研修室 参加者70名 講師：中林 忠良
- ㊨「古典透明描法(グリザイユ・カマイユの実習による作品制作)」9/6 美術家連盟画廊 参加者19名 講師：太田國廣、清田悠紀子
- ㊩「箔(定着と表現-技法例)」9/7 美術家連盟画廊 参加者20名 講師：遠藤典男、滝沢具幸、関出
- ㊪「画筆・刷毛(日本画)の制作-特性を知る」9/13 美術家連盟画廊 参加者11名 講師：阿部信治(清農堂)、関出
- ㊫「蜜蝋画制作」10/12 美術家連盟画廊 参加者8名 講師：小林裕児
- ㊬「蝋による直接的表現」11/16・12/15 美術家連盟画廊・(株)櫻井美術鑄造 参加者8名 講師：宇野務、(協力：櫻井美術鑄造)
- ㊭「メディウムはがし刷り～バレン、版画プレス機を使わない版画技法」2/16 美術家連盟画廊 参加者6名 講師：三瓶光夫、南館麻美子、横田智美
- ㊮「油絵の塗り重ねでできる透明画法」2019/2/4→4/8変更 美術家連盟画廊 参加者16名 講師：成田禎介

### (2)美術家連盟新会員奨励展の開催

第12回美術家連盟新会員奨励展を2018年6月11日から6月23日まで美術家連盟画廊において開催し、新会員18名の作品18点を展示、紹介した。

### (3)地区活動

北海道、信越、近畿の各地区により下記活動が実施された。

#### ㊦北海道地区

「中林忠良 版画ワールドを語る」(7月29日) 札幌エルプラザ 4F 大研修室

#### ㊧信越地区

「第17回 日本美術家連盟信越地区 新潟・長野会員展2018」(6月30日～7月7日) 新潟県民会館3F  
ギャラリーB

#### ㊨近畿地区

日本美術家連盟全近畿地区会員展「きのうとあすの対話」Ⅲ ワールドアートデーウィーク2018 (4  
月5日～4月15日) 兵庫県立美術館王子分館 原田の森ギャラリー

#### ㊩東海地区

「世界遺産白川郷在住の焰仁さんとの交流会」(10月14日) 焰仁美術館 40名参加

### (4)後援・協賛名義使用

下記の展覧会等を後援した。

「日中韓芸術展」

「第2回 いりやKOUBO」

「第28回AACA賞・芦原義信賞」

aaca景観シンポジウム「ローカリティーを魅せるしつらえ」

### 3.美術家のための支援事業

制作環境の安定しない若手作家の個展発表を支援するため、国内展示支援の仕組みを整えた。募集の結果、26人の美術家に対し支援金の給付を行った。

### 4.相談事業

(1)一般からの著作権に関わる相談に応じ、著作権所在情報の提供を行った。

(2)美術作品の取引その他の問題に関わる相談に応じた。

(3)税務顧問の援助を得て、税務相談につき会員の便宜を図った。物故会員遺族の要請で、相続申請の際に必要な遺作の評価証明作成につき支援した。

(4)ライツ法律事務所の協力のもと、低廉な料金で法律相談を実施した。

## その他事業

### 収益事業

#### 1.著作権代理業務

著作権管理委任契約約款に基づき、国内作家の著作権者の代理として、美術作品の著作権使用に係る許諾契約を締結し、著作権使用料の徴収・分配等、処理業務を実施した。著作権処理件数292件 著作権

手数料収入 1,702,260円

## 2.貸室・貸画廊

会議室、アトリエ及び画廊を賃貸し、会員、美術団体等の利用の便を図った(貸室：43団体、貸画廊：15作家・団体、18会期)。貸室貸画廊収入 9,718,255円

## 共済事業

### 1.見舞・慶弔

①見舞・弔慰 内規に基づき下記の通り実施した。

(病気・負傷見舞30件430,000円)+(長期療養見舞18件63,000円)+(弔慰86件 2,500,000円)  
=合計 134件2,993,000円

②白寿のお祝い

平成30年定時社員総会において白寿会員11名のお祝いを実施した。

### 2.保険の加入斡旋

①文芸美術国民健康保険組合の加盟団体として、会員の加入斡旋を行った。

文芸美術国民健康保険組合 66加盟団体被保険者13,953名(うち連盟関係472名)、保険給付状況：件数198,826件(前年度末194,526件)、組合負担額2,109,294,617円(前年度末2,093,416,085円)

※出産育児一時金及び、葬祭費を支給。また人間ドック等、特定健康診査・特定保健指導についても、補助を行った。

※保険料(月額)は次の通り。①医療保険分 組合員16,000円、家族一人当たり6,700円。②後期高齢者支援金分 組合員3,600円、家族一人当たり3,600円。③介護保険分 第二号被保険者(満40歳～64歳) 組合員・家族共一人当たり4,000円。④特例組合員分(75歳以上)特例組合員1,000円。

②美術家所得補償保険、がん保険の加入斡旋を行った。

### 3.会員管理・会費管理

会員台帳及び会費台帳の管理を行った。

### 4.会員証・IAAカード発行

2025年まで有効の「会員証」を発行した。また希望者61人に「IAAカード」を発行した。

### 5.展覧会入場優待

会員証による各種美術団体、各種展覧会等への入場優待及び割引入場の便宜を図った。

今年度、新たに下記の公募展・美術館の優待が決まった。

- ・新極美術協会
- ・尾道市立美術館、高梁市成羽美術館

### 6.画材購入優待

特約画材店を指定し、各地域における会員の画材の割引購入の便を図った。  
銀座伊東屋発行カードにより商品の割引優待を受けた。

## 7.優待協力画廊

優待協力画廊を指定し、会員の作品発表の会場確保の便を図った。

## 8.会員談話室

会員とその関係者が、協議・懇談するスペースとして、会員談話室の利用を提供した(喫茶サービスあり)。

## 法人管理

### 1.各種会合開催

総会1回  
理事会11回  
常任理事会2回  
委員会10回  
ニュース編集委員会11回  
入会申込選考委員会3回  
国際交流委員会4回  
技法材料研究委員会1回  
著作権委員会2回  
選挙管理委員会1回  
「美術家の健康と安全」制作実行委員会1回  
新規事業運営委員会3回

### 2.美術家会館再築

美術家会館の建て直しについて、研究を継続した。

### 3.部門の見直し

理事委員会において、現行4部門の変更について、協議を進めた。新部門の追加案や部門廃止案がでたが、理事会としてまとまった案には至らなかったため、引き続き協議を継続することとした。

## 会員、役員等及び運営の状況

### 1.会員等の現在数(2019年3月31日現在)

正会員：4919名(前年度末4964名)  
(部門別 日本画部：391名、洋画部：3,617名、版画部377名、彫刻部：534名)  
年度中入会者：142名、物故者：81名、退会者：106名  
準会員：675名  
賛助会員：個人1、法人4  
顧問：6名



## 2.役員、委員及び職員

理事：20名(内理事長1名、常任理事3名)、監事：2名、委員：70名

職員：5名(内事務局長1名)、嘱託：1名

## 3.各種小委員会

〈常設〉

入会申込選考委員19名

明治以降美術の業績調査委員13名

技法材料研究委員13名

著作権委員10名

ニュース編集委員16名

美術教育に関する研究委員17名

国際交流委員12名

〈特定目的〉

「美術家の健康と安全」制作実行委員会13名

新規事業運営委員7名

地区代表委員9名

## 4.外部団体・委員会等への参加

文化庁文化審議会著作権分科会：臨時委員1名

文芸美術国民健康保険組合：理事長1名、監事1名

国立国会図書館 資料デジタル化と利用に関する関係者協議会：協議員1名

著作権情報センター：理事1名

デジタル時代の著作権協議会(CDD)：監事1名

日本美術著作権機構(APG-Japan)：会長1名、理事3名

日本著作者団体連合：理事3名、監事1名

日本著作者団体協議会：監事1名

日本複製権センター：運営委員1名

授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)：理事1名、監事1名

著作者不明の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業実行委員会：構成団体

文化芸術推進フォーラム：構成団体

## 資料②-1 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	244,976,106	227,623,289	17,352,817
未収金	120,000	2,935,000	△ 2,815,000
仮払金	282,970	0	282,970
商品	4,867,403	4,867,403	0
<b>流動資産合計</b>	<b>250,246,479</b>	<b>235,425,692</b>	<b>14,820,787</b>
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
基本財産・普通	20,000,000	20,000,000	0
<b>基本財産合計</b>	<b>20,000,000</b>	<b>20,000,000</b>	<b>0</b>
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	24,895,000	24,895,000	0
新会館建設引当資産	280,000,000	280,000,000	0
<b>特定資産合計</b>	<b>304,895,000</b>	<b>304,895,000</b>	<b>0</b>
(3) その他の固定資産			
建物	40,764,706	40,764,706	0
建物減価償却累計額	△ 35,183,159	△ 34,980,720	202,439
建物附属設備	22,939,241	22,939,241	0
建物附属設備減価償却累計額	△ 20,397,030	△ 19,930,152	466,878
什器備品	7,263,602	7,130,202	133,400
什器備品減価償却累計額	△ 6,968,685	△ 6,861,471	107,214
土地	65,160,360	65,160,360	0
ソフトウェア	169,200	212,400	△ 43,200
電話加入権	146,484	146,484	0
投資有価証券	635,000	635,000	0
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>74,529,719</b>	<b>75,216,050</b>	<b>△ 686,331</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>399,424,719</b>	<b>400,111,050</b>	<b>△ 686,331</b>
<b>資産合計</b>	<b>649,671,198</b>	<b>635,536,742</b>	<b>14,134,456</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税	407,800	643,900	△ 236,100
前受金	1,031,200	1,255,900	△ 224,700
預り金	29,198,653	26,391,320	2,807,333
<b>流動負債合計</b>	<b>30,707,653</b>	<b>28,361,120</b>	<b>2,346,533</b>
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金（管理費）	15,597,365	14,684,788	912,577
<b>固定負債合計</b>	<b>15,597,365</b>	<b>14,684,788</b>	<b>912,577</b>
<b>負債合計</b>	<b>46,305,018</b>	<b>43,045,908</b>	<b>3,259,110</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	603,366,180	592,490,834	10,875,346
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(304,895,000)	(304,895,000)	(0)
<b>正味財産合計</b>	<b>603,366,180</b>	<b>592,490,834</b>	<b>10,875,346</b>
<b>負債・正味財産合計</b>	<b>649,671,198</b>	<b>635,536,742</b>	<b>14,134,456</b>